

教職の意義と「チームとしての学校」の役割に関する研究

—— 教員の勤務の実態を踏まえた専門スタッフの活用を通して——

東 小 川 昌 夫 *

(2019年12月13日受理)

Masao Higashiogawa

キーワード: 教職の意義、チームとしての学校、専門スタッフ、働き方改革

問題の所在

最近、教員を目指す学生の中に、「このような大変な仕事をこなす自信がない」「ブラック職場と呼ばれる教員の仕事に魅力を失った」という声を耳にすることが多くなった。このような傾向性は、義務教育や高等学校教育期間に身近に接した教員の姿に魅力を感じ、「ぜひ、あのような先生になってみたい」とう憧れを契機として教員免許の取得を志した学生が、教職への就職を前提にした段階で見えてくる現実が、あまりにも憧れとは乖離したものであることが原因の一つであろうと考えられる。本研究では、今日の学校が抱えるこのような複雑化・困難化した課題解決への糸口を見いだし、志ある多くの教員を育成し、教職に就く意欲を高めていくために、教職の意義と教員の役割・職務内容について論究した。さらに、教員の勤務の実態を踏まえ、「チームとしての学校」の役割とその実現に向けた方策と想定される課題についても若干の考察を行った。

1 学校教育や教職の意義と役割について

(1) 学校教育の意義と役割について

ア 学校教育の意義

教育基本法第1条(教育の目的)では「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」としている。教育の基本的な目的は「人格の完成を目指し、個人の能力を伸ばし、自立した人間を育てること」「国家・社会の形成者としての資質を育成すること」の2点と捉えることができる。学校は、この教育の基本的な目的を達成するために、教

*茨城大学全学教職センター

育計画に従って多数の児童生徒に対し、組織的・継続的に教育活動を行う場所である。さらに、組織的・継続的な活動を通じて、これまでの社会の伝統や文化遺産を維持・継続するという役割も担う。そもそも教育は一生涯を通じて行われるものであり、教育の使命は、家庭や学校、社会生活の様々な場面を通じて達成されるべきものである。中でも学校における教育は、学びの基盤形成という観点から中心的な役割を果たすことが期待されている。

イ 学校教育の役割

学校教育の基本的な役割は、児童生徒の発達段階に応じて、知・徳・体の調和のとれた教育を行うことである。そのためには、学習内容の基礎・基本の習得を徹底し、確かな学力の定着を図り、生涯にわたる学びの基盤形成をする。また、同年齢の仲間との集団生活を通じて人間性や社会性、豊かな心と健やかな体を育成することである。さらには、児童生徒一人一人の長所を見出し、その個性・能力の伸長を図っていくことは、今後の変化の激しい社会においても、変わらぬ学校教育の役割と言える。

ウ 激しく変化し、予想しにくい社会に向けた教育の役割

「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（中教審答申 平成18年7月11日）では、社会の急激な変化の中で、育成すべき人材の資質能力に触れている。「近年、我が国の社会は、いわゆる「知識基盤社会」の到来や、グローバル化、情報化、少子高齢化、社会全体の高学歴化等を背景に、社会構造の大きな変動期を迎えており、変化のスピードもこれまでになく速くなっている。これからの社会は、政治・経済・文化等のあらゆる分野において、人材の質がその有り様を大きく左右する社会であり、教育の質が一層重要となる。特に我が国のように、天然資源に恵まれず、少子化や高齢化の進展が著しい国においては、生産性の高い知識集約型の産業構造に転換し、国際的な競争力を維持していく上で、既存知の継承だけでなく未来知を創造できる高い資質能力を有する人材を育成することは、極めて重要な課題である。」と記している。

上記のような激しい変化の中、我が国が将来に向けて更に発展し繁栄していくためには、様々な分野で活躍できる質の高い人材の育成が望まれる。このような人材の育成の中核を担うのが学校教育であり、その充実こそが我が国の将来を左右すると言える。そのためには、学校の教育環境を充実させる、学校が組織として力を発揮できる体制を充実させるなどの様々な対応が必要である。

児童生徒がそれぞれの可能性を伸ばし、有意義に生涯を送ることができるようにするためには、一人一人が自らの経験と知識で考え、行動していくことが重要視されなければならない。そのような活動の継続から生まれる知恵が、自立した個人として、心豊かに、たくましく生き抜いていく基礎を培うことと考える。そのような力を学校教育を通じて育成する必要性が一段と高まっている。

(2) 教職の意義と役割について

教職は、将来の国家社会を担う児童生徒の心身の発達に大きくかかわる専門的職業であり、いかに高度・精密な機械（AI）であっても代わることができない専門職である。このような重要な

職責を遂行するために、多くの教員は、教員としての使命感や誇り、教育的愛情等をもって教育活動に当たり、研究と修養に努めてきた。また、そのような教員の使命感にあふれる取組は、児童生徒や保護者はもとより、広く社会から尊敬され高い評価を得てきた。「教育は人なり」といわれるように、学校教育は一人一人の教員の資質能力に負うところが大きい。教員が誇りと自覚をもち、自ら研鑽し資質能力の向上に努めることが重要である。

近年、児童生徒の学ぶ意欲の低下や規範意識・自律心の低下、社会性の不足、いじめや不登校等の深刻な状況など、学校教育における課題は、一層複雑化・多様化してきている。また、LD（学習障害）ADHD（注意欠陥・多動性障害）や高機能自閉症等への適切な個別支援という新たな課題も生じてきている。このような状況の中で、学校教育に対する国民の期待に応え、信頼される学校づくりを進めていくためには、何よりも教員自身が自信と誇りをもって様々な教育活動にあたり、目の前の課題の解決に向けて努めることが重要である。平成27年12月、中央教育審議会（以下、中教審と記す）は、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（中教審第185号 以下、「チーム答申」と記す）を答申した。この「チーム答申」では、社会の変化と学校を取り巻く状況の変化を受けて、多様化・複雑化する児童生徒の状況への対応を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」など新たな教育課題への対応を図り、学校教育を質的に充実するために「チームとしての学校」の実現を提言している。

2 「チームとしての学校」が求められる背景

「チームとしての学校」が求められる背景として、「チーム答申」では以下の3点を挙げている。

(1) 新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備

- ① 社会に開かれた教育課程の実現
 - ・ コミュニティ・スクール等の仕組みの活用
 - ・ 多様な専門性や経験を持つ地域人材との連携・協働
- ② 指導方法の不断の改善
 - ・ 「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」の実現
- ③ カリキュラムマ・マネジメントの推進
 - ・ 教科横断的な視点からの教育活動の改善
 - ・ 教科・学年を越えた組織運営の改善

(2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

- ① 学校が抱える課題の複雑化・困難化への対応
 - ・ 教員だけの対応の限界（質的・量的）
- ② 困難度を増している生徒指導上の課題解決のために
 - ・ チームとしての課題の解決にあたる
- ③ 特別支援教育充実のために
 - ・ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応
- ④ 保護者や地域住民の期待に応えるための、新たな教育課題への対応
 - ・ 通学路の安全確保対策
 - ・ 土曜日の教育活動の取組

- ・ 新しい健康問題（感染症・アレルギー対策等）
- ・ 帰国・外国人児童生徒等の増加への対応

(3) 子供と向き合う時間の確保等のための体制整備

- ① 教員の業務実態
- ② 学校種や規模による勤務状況の違い
 - ・ 小学校の学級担任制・中学校の教科担任制
 - ・ 校務分掌に係る業務
- ③ 学校の教職員構造
 - ・ 教員以外の専門スタッフの不足

3 「チームとしての学校」の在り方について

「チームとしての学校」像として、「チーム答申」では「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が 一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」と記している。さらに、『「チームとしての学校」を実現するためには、次の3つの視点に沿って検討を行い、学校のマネジメントモデルの転換を図っていくことが必要である。』としている。その3つの視点とは以下の通りである。

- (1) 専門性に基づくチーム体制の構築の視点
 - ① チーム体制の構築
 - ・ 「チームとして」教育活動に取り組む必要性
 - ・ 多様な専門性や経験を有する専門スタッフとの連携・協働
 - ② 学校における協働の文化の創出
 - ③ 職員や専門スタッフの人材確保
- (2) 学校のマネジメント機能の強化の視点
 - ① 優秀な管理職の確保
 - ・ 教員育成目標の活用
 - ・ 管理職の権限と責任に見合った処遇
 - ② 学校のマネジメント体制の強化
 - ・ 複雑化・多様化した学校の課題解決
 - ・ カリキュラム・マネジメント等への取組
 - ③ 多様な職員で構成される組織において求められるマネジメント
 - ・ 校長と教職員の意識や取組の方向性の共有
 - ・ 専門スタッフの職業文化の違いに配慮
- (3) 教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備の視点
 - ① 人材育成の充実
 - ・ 人事評価制度の活用
 - ② 業務改善の取組の推進
 - ③ 教育委員会等による支援

4 「チームとしての学校」の役割

「チーム答申」の冒頭では、「我が国の教員は、学習指導や生徒指導等、幅広い職務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導を行っている。このような取組は高く評価されてきており、国際的に見ても高い成果を上げ評価されている。」と記している。いわゆる「日本型学校教育」では、児童生徒の全てに関わりをもつということが前提になり、教員が学校内外で多くの役割を担うことを求められている。このような「日本型学校教育」は、児童生徒に対して総合的な観点から実態を把握し、個の実態に即した指導を行えるという利点がある反面、役割分担や業務内容が際限なく広がり、納得のいくまで業務にかかわろうとすると、大変な時間と労力を要するということがある。

児童生徒をめぐる様々な教育課題については、これまで、教員の児童生徒に対する熱意と、研修や能力開発により、それぞれが専門以外の知識・技術を身に付けて「多能化」することで解決を図ってきた。本来「教員免許」をもつ専門職であるはずの教員が、教員免許をもたずともできる業務も「児童生徒のため」ということで請け負ってきた。しかし、社会が大きく変化し、児童生徒をめぐる課題が多様化・複雑化・困難化していくことに伴い、教員の「多能化」だけでは限界が生じ、本来の業務である授業や学習活動に費やす時間が十分に確保できない状況となった。こうした中で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、様々な専門人材を学校に導入している現状はあるものの、人数や勤務時間、教員との連携等はいまだ十分とは言えない状況がある。

「チーム答申」で示された、「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策の3点のうち、「(1) 専門性に基づくチーム体制の構築の視点 ③ 職員や専門スタッフの人材確保」について、学校・教員の実態に基づいて考察したい。

4-1 平成 28 年度の勤務実態調査から

平成 28 年度の教職員勤務実態調査では、10 年前（平成 18 年）の勤務実態調査と比較して、学内勤務時間が増加した理由として、次の3点を挙げている。

- ・ 若年教員の増加
- ・ 学習指導要領改定に伴う総授業時数の増加
- ・ 中学校における部活動時間の増加

上記の理由のうち、2 点目の「学習指導要領改定に伴う総授業時数の増加」について取り上げ、「チーム答申」で示された「(3) 教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備 ② 業務改善の取組の推進」について考える。

4-2 小学校の総授業数について

昭和 43 年から平成 29 年までの、学習指導要領改定による1週間の授業コマ数の推移は表の通りである。

平成 10 年改定では、学校週 5 日制を実施するために、平成元年改定の標準授業時数が週あたり 2 コマ縮減された。平成 10 年改定までは平日 6 時間、土曜日 3 時間授業（計週 33 時間）が最大の授業時間であった。平成 14 年度からは、学校週 5 日制で平日 6 時間（計週 30 時間）が総授業時間である。

この授業時数増減の経緯については、国際的な学力調査の結果に対する取り組みの一環としてみ

ることができる。OECDが平成12年(2000年)から3年ごとに実施した学習到達度調査(PISA)では「読解力」の結果が平成12年(2000年)から平成18年(2006年)にかけての大幅な順位下落を示した。下落の主な原因を「ゆとり教育」の影響ではないかと捉えられ、その後、「読解力」の改善に力を入れた経緯がある。その結果、「読解力」については平成21年(2009年)には8位、平成24年(2012年)には4位と改善されたが、コンピュータを使用したテスト方式の変更により、新たな改善点が求められた。

学校週5日制に合わせた授業時数の縮減であったが、「確かな学力確立」という平成20年の改訂のねらいに沿い、平成29年改定では週あたりのコマ数も、ほぼ最大限になっている現状である。

学習内容や授業時間(小45分・中50分)は異なるが、小学生4~6年生と中学校1~3年生が週あたりのコマ数が同じという状況はきわめて厳しい状況であるといわざるを得ない。

| | | 小・中学校の標準授業時数(週あたりのコマ数)の推移 | | | | | |
|-------|------|---------------------------|----|----|----|----|----|
| 改定年 | 実施年度 | 週あたりの授業コマ数 上段小学校 下段中学校 | | | | | |
| | | 小1 | 小2 | 小3 | 小4 | 小5 | 小6 |
| | | 中1 | 中2 | 中3 | | | |
| 昭和43年 | S46 | 24 | 25 | 27 | 29 | 31 | 31 |
| | S47 | 34 | 34 | 33 | | | |
| 昭和52年 | S55 | 25 | 26 | 28 | 29 | 29 | 29 |
| | S56 | 30 | 30 | 30 | | | |
| 平成元年 | H4 | 25 | 26 | 28 | 29 | 29 | 29 |
| | H5 | 30 | 30 | 30 | | | |
| 平成10年 | H14 | 23 | 24 | 26 | 27 | 27 | 27 |
| | H15 | 28 | 28 | 28 | | | |
| 平成20年 | H23 | 25 | 26 | 27 | 28 | 28 | 28 |
| | H24 | 29 | 29 | 29 | | | |
| 平成29年 | R2 | 25 | 26 | 28 | 29 | 29 | 29 |
| | R3 | 29 | 29 | 29 | | | |

平成元年より以前にさかのぼってみると、昭和43年の改訂は、高度経済成長時代の中で、科学技術教育の拡充等に対応した内容であった。しかし、その後、教育内容の増加・過密化により、「詰め込み教育」「落ちこぼれ」「校内暴力」等の様々な課題や生徒指導上の課題が顕在化するようになった。昭和50~60年代の中学校の、いわゆる「中学校の荒れと生徒指導上の課題解決への対応」を経験した教員にとっては、平成29年の改訂により、小学校の総授業数の増加がもたらす過密化・学校生活の余裕のなさにより、また同じ轍を「小学校の荒れ」として踏む懸念が残るところである。

昭和50~60年代に見られた学校の様々な課題を解決することをねらいとして、平成元年に「ゆとりある充実した学校生活」を実現するための学習指導要領が改訂された。学習内容の精選を含めた取組により、種々の学校課題が解消に向かったことも教訓として生かさなければならない。

土曜日の授業を実施していた平成元年の改定では、小学校週33時間の授業可能コマ数のうち25

(小1)～29(小6)の授業時間であり、やや余裕が感じられた。しかし、平成29年の改定では、小学校週30時間の授業可能コマ数のうち、25(小1)～29(小6)の授業時間である。1週あたり3時間少ない週時程の中で、同じ週時程を組むということにかなりの無理が生じてくる。

1週間の児童生徒の多忙な学習状況も憂慮されるところであるが、指導者である教師にとっても、時間的な余裕は見られない。勤務時間の7時間45分内に収まりきれない業務を抱えることになる。詳しくは次項の「小学校の1週間の時間割から考察する」で述べる。

4-3 小学校の1週間の時間割から考察する。

下図はA市B小学校5年2組における時間割表である。

A市の多くの小学校が、朝の活動の開始時間に若干の違いはあるが、この時間割に類似した週時程を設定している。

この時間割から、担任の勤務時間について考える。

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|-------|-----------|----------------------|---------------------|----------------|-----|
| | 読書 朝の会 | 全校朝会 学年集会 学級活動 | ドリル 70分 読書の時間 | 読書の時間 読書の時間 | ドリル |
| 8:40 | 1 算数 | 算数 | 国語 | 国語 | 算数 |
| 9:25 | 2 国語 | 理科 | 算数 | 理科 | 国語 |
| 9:30 | 3 音楽 | 道徳 | 家庭 | 音楽 | 家庭 |
| 10:15 | 4 体育 | 書写 | 英会話 | 体育 | 英会話 |
| 10:40 | 5 社会 | 体育 | 社会 | 図工 | 社会 |
| 11:25 | 6 学活 | まわりの世界 | 理科 | まわりの世界 | 学活 |
| 11:30 | | | | | |
| 12:15 | | | | | |
| 13:45 | | | | | |
| 14:30 | | | | | |
| 14:35 | | | | | |
| 15:20 | | | | | |

一日の在校時間が510分、休憩時間を除いた勤務可能時間465時間である。

小学校4～6学年担任は、火曜日～金曜日までは6時間授業であるため、1日285時間が授業時間である。火曜日～金曜日までの担任の業務を時間割の活動区分ごとに見てみる。

朝、帰りの学級での事前準備・活動時間(計70分) 業間休み(20分) 給食指導(45分) 昼休み(20分) 清掃指導(15分) 登下校時の立哨指導(55分)である。

給食指導後の昼休みについては、児童にとっては休み時間であるが、休み中の活動状況観察や看護のために児童の指導にあたることになる。

授業時間と上記の指導のための時間の合計が490分である。児童が下校した時点で、勤務可能時間の465時間を既に25分超過し、平成28年度勤務実態調査でも取り上げられた、

授業準備、成績処理、学校運営等にかかる業務に取り組む時間が不足する。おのずと勤務時間を越えて在校して勤務するか、自宅への持ち帰り残業をすることになる。

労働基準法によれば「6時間を越える勤務については45分の休憩時間を与える」により、7時間45分の勤務時間をする教員は、45分間の休憩を取るになっている。しかし、児童の活動を見取り安全を確保するためには、児童が在校している間は、教員が休憩する時間も確保できないという実態が見えてくる。

下表「担任の業務時間・専門スタッフが担当可能な業務及び時間」のうち「担任が全てを担当 ①」の項を参照。

4-4 「チームとしての学校」の実現に向けて、専門スタッフを活用する

平成31年1月25日、中教審は「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（中教審答申第213号 以下、「働き方答申」と記す）を答申した。

「働き方答申」では、「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について」の中で、教師の業務量や地方公共団体での取組、諸外国における教職員の分業体制等を参照し、役割分担等について特に代表的な14の業務の在り方に関する考え方について整理した。以下の通りである。

- 基本的には学校以外が担うべき業務
 - ① 登下校に関する対応
 - ② 放課後 夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応
 - ③ 学校徴収金の徴収・管理
 - ④ 地域ボランティアとの連絡調整
- 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務
 - ⑤ 調査・統計等への回答等
 - ⑥ 児童生徒の休み時間における対応
 - ⑦ 校内清掃
 - ⑧ 部活動
- 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
 - ⑨ 給食時の対応
 - ⑩ 授業準備
 - ⑪ 学習評価や成績処理
 - ⑫ 学校行事等の準備・運営
 - ⑬ 進路指導
 - ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

この業務の分担は、「日本型学校教育」が担ってきた学校教育の全てを、「働き方改革」という観点から改めて捉え直したものである。諸外国との比較においても、学校教育において教員免許状を必要としない専門スタッフ人材が不足していたため、児童生徒にかかわる全ての業務を教員が担い、実践してきたということである。

A市B小学校5年2組担任の、火曜日から金曜日までの業務内容と所要時間をまとめた上表をもとに具体的に考察する。

担任が全ての業務を担当している現在（表中ア）は、業務総時間が勤務時間（7時間45分）を25分超過している。休憩時間は45分（教員の場合は分割）を設定しているが、児童の諸活動の指導に合わせた教員の業務実態では、休憩時間を休憩3原則に合わせて取得することは不可能である。

教育計画全体が、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に示される「超勤4項目」以外の、教員の自主的な超過勤務によって献身的に支えられているという実態である。

「働き方答申」に示された①～⑭の各種業務を、それぞれの専門スタッフが分担した場合の担任教員業務時数は表に示したとおりである。（時程等はA市B小学校 ア～オの表示は以下の分担内

容を示している。

ア 担任が全業務を担当している現在（担任業務時間 490 分）

イ 登下校立哨（計 35 分）と業間休み（20 分）を専門スタッフが担当（担任業務時間 435 分）

ウ イに加えて、給食指導（45 分）を専門スタッフが担当（担任業務時間計 390 分）

エ ウに加えて、昼休みの看護（20 分）を専門スタッフが担当（担任業務時間 370 分）

オ エに加えて、清掃時の看護（15 分）を専門スタッフが担当（担任業務時間 355 分）

登下校時の安全確保のための立哨指導（計 35 分）を、「基本的には学校以外が担うべき業務のうち ①登下校に関する対応」の専門スタッフ（地域ボランティア等）が担当した場合は、担任には 25 分の授業準備・成績処理等の時間が確保できる。

| 担任の業務時間・専門スタッフが担当可能な業務及び時間 | | | 単位は分 | | | |
|----------------------------|-------------|------------|--------------|------------|------------|------------|
| | 担任が全てを担当 | | 専門スタッフが一部を担当 | | | |
| | ア | | イ | ウ | エ | オ |
| 在校時間（7 時間 45 分） | 8：00～16：30 | 510 | 510 | 510 | 510 | 510 |
| 休憩時間 | *分割有 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| 勤務可能時間 | | 465 | 465 | 465 | 465 | 465 |
| 登校立哨（定期期日） | 7：30～7：50 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 朝の活動準備 | 7：50～8：10 | 20 | | | | |
| 朝の活動 | 8：10～8：40 | 30 | | | | |
| 学習指導（授業）1・2 校時 | 8：40～10：15 | 95 | | | | |
| 業間休み | 10：15～10：35 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 学習指導（授業）3・4 校時 | 10：40～12：15 | 95 | | | | |
| 給食指導 | 12：15～13：00 | 45 | | 45 | 45 | 45 |
| 昼休み | 13：00～13：20 | 20 | | | 20 | 20 |
| 清掃 | 13：25～13：40 | 15 | | | | 15 |
| 学習指導（授業）5・6 校時 | 13：45～15：20 | 95 | | | | |
| 帰りの活動 | 15：20～15：40 | 20 | | | | |
| 下校立哨 | 15：45～16：00 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 専門スタッフの担当時間 | | | 55 | 100 | 120 | 135 |
| 担任の業務時間 | | 490 | 435 | 390 | 370 | 355 |
| 授業準備・成績処理等 | | -25 | 25 | 70 | 90 | 105 |

順に見ていくと、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務のうち ⑥児童生徒の休み時間における対応、⑧校内清掃」さらに「教師の業務だが、担軽減が可能な業務のうち ⑩給食時の対応」を専門スタッフが担当した場合には、最大 105 分、担任が授業準備等に充てられる時間となり、専門スタッフが 135 分（一日当たり）業務を分担することにより、担任の業務の大幅な軽減が図られることが分かる。

4-5 留意したい事項

(1) 基本的には学校以外が担うべき業務 (①～④) について

表では①～④のうち、「①登下校に関する対応」を専門スタッフが分担するという想定で取り上げた。地域ボランティアを含め、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)を通して、地域社会への理解促進を図り、地域の関係機関・団体と連携・協働を図りながら実現・継続させたい。

教員は「担任する児童の保護者が交代で立哨にあたっている」という保護者への配慮がどうしても働く。さらに、「日本スポーツ振興センター 災害共済給付の規定」による「登下校は学校の管理下である」という捉え方だけが先行し、常に教員が率先して児童の安全確保に努めるといふ取組に陥りがちである。

(2) 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務(⑤～⑧)について

表では⑤～⑧のうち、「⑥休み時間における対応」「⑧校内清掃」を専門スタッフが分担するという想定で取り上げた。

休み時間については、担任との何気ない会話や触れ合いを楽しみにしている児童もいる。担任の日常生活の様子を見聞きしたりすることによって、担任を身近な存在に感じる児童も多い。また、清掃時の熱心な取組を担任に認められることで、自己存在感を感じ「居場所のある学級」を意識する児童もいる。さらに、児童の日常の感情の起伏に触れた言葉かけをしたりすることが、学級経営上「目に見えない指導効果」をもたらすことも、担任は十分承知している。休み時間の看護、清掃指導を分担する際には、専門スタッフと教員が、児童に関する細かな情報の共有と行動連携に努めることが重要と考える。

(3) 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務 (⑨～⑭) について

表では⑨～⑭のうち、「⑨給食時の対応」を専門スタッフが分担するという想定で取り上げた。本来、毎日の給食指導時は専門スタッフだけで業務に当たることは出来ない。教師の業務の負担軽減を図るという意図で、専門スタッフが業務を分担することが可能である。例えば、配膳室からの給食への運搬や教室内での配膳作業及び栄養指導等が考えられる。

担任が関わる「個別のアレルギー対応」の重要性や「給食時の児童の友人関係の観察」が、いじめや仲間はずれの早期発見の大切な観点であることを会得している教員にとっては、担任以外のスタッフに業務の一部を任せる懸念は残るものと予想できる。

なお、専門スタッフの分担なしに、これまで通りに担任のみで担当する場合においても、実施方法の工夫により軽減を図ることが考えられる。学校施設や規模等にもよるが、ランチルーム(複数クラス収容可能な教室等)での複数学級・学年での給食指導の場を想定すれば、担任教員の負担軽減につながるものとする。

さらに、1学級1人担任制から、複数担任制(例、3人で2クラスを担当)という教員定数増加を前提とした制度設計が可能であるならば、上記のような不安を解消することにつながるものと期待する。

上記のような留意事項を想定すると、専門スタッフを活用するという取組の推進は、「教職員の働き方に対する教員の意識を改善する」という取組と合わせて実践されるべきであるとする。

結語的考察

児童生徒の「全人格的」な完成を目指す「日本型学校教育」の取組は、国際的にも高い評価を受けている。これまでの現職教員の資質・能力の育成・向上は、この「日本型学校教育」を、いかに円滑かつ効率的に実践できるためという目標で進められてきた。

「働き方答申」では、「「日本型学校教育」を展開する中で、我が国の学校教育の高い成果が、教員勤務実態調査に示されている通り、教師の長時間にわたる献身的な取組の結果によるものであるならば、持続可能であるとは言えない。「ブラック学校」といった印象的な言葉が独り歩きする中で、意欲と能力のある人材が教師を志さなくなり、我が国の学校教育の水準が低下することは子供たちにとっても我が国や社会にとってもあってはならない。持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師が我が国の学校教育の蓄積を受け継ぎ、授業を改善するための時間を確保できるようにするための学校における働き方改革が急務である。」と記している。

「児童生徒のためであれば、どんな長時間勤務も可能である」という働き方は、教師という職業の使命感から生まれるものと考えるが、日々の多忙な勤務の連続で、教師が疲弊していくのであれば、それは、児童生徒のためにはならないものである。今後、教員を目指す若者が、「児童生徒を育てる教育の喜び」に接することができ、教職への志願者が増加することを願うばかりである。そのためにも、これまでの「日本型学校教育」のよさを十分に生かし、継続を意識しながら、教員の働き方を見直す契機としたい。

本研究では、教員の勤務の実態として小学校に焦点を当てて考えた。本論で取り上げた「チームとしての学校」の役割を理解し専門スタッフを活用するという観点は、中学校及び高等学校でも生かされるものと期待する。

引用文献

- ・ 「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（中教審答申 平成18年7月11日）
- ・ 教育基本法
- ・ 教員勤務実態調査（平成28年度）の分析結果及び確定値の公表について（概要）平成30年9月27日 文部科学省
- ・ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（中教審答申第213号 平成31年1月25日）
- ・ 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（中教審第185号 平成27年12月21日 中央教育審議会）
- ・ 小・中学校学習指導要領 平成29年度告示 文部科学省
- ・ 学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）29文科初第1437号平成30年2月9日